

上天草市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化の促進を図ることを目的として、電動式生ごみ処理機又は生ごみ堆肥化容器（以下「処理機」という。）を購入する者に対して補助金を交付することについて、上天草市補助金等交付規則（平成16年上天草市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電動式生ごみ処理機 微生物等の活動又は乾燥装置により、生ごみを堆肥化又は減量化する電動式の機器（ディスポージャー式を除く。）をいう。
- (2) 生ごみ堆肥化容器 微生物等の活動を利用して生ごみを分解し、堆肥化する器具であって、材質、形状等の耐久性及び安全性を備えているものをいう。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 購入した処理機を常に良好な状態で維持管理できる者
- (3) 処理機の使用状況についての立入検査及び照会に協力できる者
- (4) 市税等の滞納がない者

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、処理機の購入に要する費用とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とし、電動式生ごみ処理機にあっては3万円を、生ごみ堆肥化容器に

あつては1万円を上限とする。

- 2 補助金の交付は、電動式生ごみ処理機にあつては1世帯当たり5年間に1基まで、生ごみ堆肥化容器にあつては1世帯当たり1年間に2基までとする。
(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、上天草市生ごみ処理機器購入費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の見積書等の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けた場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う調査等により、速やかに補助金の交付の適否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、上天草市生ごみ処理機器購入費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、必要な条件を付することができる。

(内容の変更等の申請)

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、申請内容の変更をしようとするとき、又は処理機の購入を中止しようとするときは、直ちに上天草市生ごみ処理機器購入費補助金交付変更等承認申請書(様式第3号)に必要書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(内容の変更等の承認)

第9条 市長は、前条の規定により変更等承認申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、当該変更又は中止の承認の可否を決定し、上天草市生ごみ処理機器購入費補助金交付変更等承認通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、処理機を購入したときは、当該処理機を購入した日

から起算して30日を経過した日又は第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の日が属する年度の末日までのいずれか早い日までに、上天草市生ごみ処理機器購入費補助金実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の領収書等の写し
- (2) 購入した処理機の設置状況が分かる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出された場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、上天草市生ごみ処理機器購入費補助金確定通知書（様式第6号。以下「確定通知書」という。）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 前条の規定により確定通知書の提出を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、上天草市生ごみ処理機器購入費補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の請求を受けたときは、その内容を確認し、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請をしたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 補助事業者の責めに帰すべき事由により処理機の購入を中止したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を

命じることができる。

- (1) 前条の規定により交付決定の全部又は一部が取り消されたとき。
- (2) 交付決定を受けた内容以外の用途に補助金を使用したとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

(立入検査)

第15条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めたときは、補助事業者に対し、立入検査を行うことができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。